



農村活性化の条件——新たな「基本法」の制定を——

研究所長 七戸長生

地域農業の振興という課題は、もともと非常に包括的なテーマであるため、総論の段階から一歩、具体的な方向づけの段階に踏み込んでいくと、とても簡単に焦点をしぼり込むことができなくて難渋することが少なれない。この傾向は、地域に住む人々の価値観の多様化によって一層募ってきているように思われる。

農政全般についても、平成四年の六月に新政策（食料・農業・農村政策の方向）が打ち出されてからこの傾向が一段と強まっているように思われる。というのは、新政策が従来の農政理念を拡張して新しい時代に即応したさまざまな観点を取り入れたことは誠に結構なのだが、それらをどのようにして総合化し、統一的な政策体系として打ち出していいか、という肝腎の点がいまひとつ不明瞭なままに推移しているからである。昨今しきりに各方面から「食料・農業・農村に関するところに基本的なねらいがある。

「基本法」の制定を求める声が高まっているのも、こういった新たな政策理念と政策目標を明確にし、それを実現する政策再構築の枠組みを明示してほしいという要望を示すものであろう。

とりわけこの「基本法」制定の必要性と緊急性を痛感させるのは、新政策の基軸と目される認定農家制度が一向にはかばかしい進展を示していない」とである。周知のようにこの制度は、平成五年八月に施行された「農業経営基盤整備強化促進法」に基づいて、地域農業の発展にとって望ましい経営を行あうとしている農業者を認定農業者として認定して、長期低利の融資や税制などの面でさまざまな政策上の優遇措置を与えることによって、農業の担い手確保を図るとともに、その活動を通じて地域の農業構造の改善を進めようとするところに基本的なねらいがある。

といふが全国の中でも經營規模の拡大が最も急速に進み、画期的な高能率の大規模經營が数多く形成されつつあるとみられる北海道においてさえも、この認定農業者の誕生は遅々として進んでいない。去る六月末時点の全道の認定状況をみると、各市町村の策定した「基本構想」に照りして認定を受けた農業者は五三三〇人であつて、全道の総農家数八・五万戸（販売農家七・七万戸）のうちの僅か六・七%の比率を示すにすぎない。これは一体、どうしたことであろうか。

その背景にはさまざまの原因が考えられる。

第一に、農業者が自主的に手を挙げて申請する仕組みになつてゐるのは、国レベル——道レベル——

市町村レベルといつ段階を踏んで関係機関が決定した認定基準が設けられているため、杓子定規の錆型にはまる拘束感がつきまとつ。また、政策的な優遇措置を受ける利点があると言つても、負債問題などの個々の經營の実情に応じた弾力的な運用が、実際にどの程度認められるのか判りないと云ふ声もよく聞く。しかも地域の農業、ひいては今後の日本農業の中心的な担い手として仰々しく位置づけられることが、別に集落のためとか、国のために、農業をやつてゐるわけではないといふアレルギーをそそり立てる。

しかし何と云つても最も大きいのは、農業をめぐる情勢に先行き不安が濃厚で、經營の将来に自信と展望が持てないということではなかろうか。そもそも新政策が打ち出されたのは、国際化時代に即応した日本農業の今後のあり方を明示するためであつた。といふが経済的にはもっぱら市場の需給動向に順応する」とが強調されていて、農業者の切望する安定的な所得実現につながるような価格政策が欠落しているため、いよいよ食管制度が廃止され、畑作・酪農の総自由化が押し寄せてくる今日の段階では、深刻な将来不安に襲われていて、とても認定農業者といふの話ではないといふのが実情であろう。

もし仮にそうだとしたら、いひつた農業者の将来不安を一掃するためにも、上述の「基本法」の制定が切実に望まれる。それは同時に国民各層の中に広く形成されつつある、地球規模の自然環境の破壊の進行や国際的な穀物需給の逼迫に対する将来不安に対しても、国としてその打開のために、具体的にどのような施策を講じようとしているかを明示する」ともある。

今こそ、国民經濟の安定化をめざす「基本法」の制定が最優先の課題となつてゐるのである。